

# 習近平政権の総括としての「第十八期中央委員会第六回全体会議」

徳岡 仁

- (1) 党内統制と「第十八期中央委員会第六回全体会議」
- (2) 汚職犯罪と党
- (3) 党官僚公務員
- (4) 中国は共産党とともに

## (1) 党内統制と「第十八期中央委員会第六回全体会議」

習近平の中国共産党は、第十八期中央委員会第六回全体会議（以後「六中全会」と略す）を二〇一六年十月二十四日から二十七日までの四日間で開催した。会議は、習近平総書記が主宰し、中央委員一九七人、候補補委員一五一人。中央紀律検査委員会委員と「関係方面の責任ある同志」が列席した。<sup>1</sup>

「六中全会」の開催を最終決定した中共中央政治局では、すでに「全面的で厳格な党内統制の重大な問題」について検討していた。さらに、「新情勢下の党内政治生活に関する若干の準則」「中国共産党党内監督条例」草稿に対する

党内外の一定の範囲での意見聴取の状況に関する報告を聴取した。中央政治局は、これらの意見聴取と関連する議論の内容を六中全会に提出することをも決定していたのであった。<sup>②</sup>

今回の政治局会議の目的は、「民主を十分に発揚し、全党の知恵を集中し、全党の共通認識を凝集」すること、「(新しい情勢の下で党内の政治生活を強化し規範化するには)党規約に徹底的に従い」、「党の自浄作用強め、自己を完全なものとし、自己革新し、自ら能力を高め、党の指導と執政の水準を高め、腐敗に対する抵抗と危険を避ける能力を強め、党中央の権威を擁護し、党の団結と統一を保証し、党の先進性と純潔性を保持し、努力して全党において集中があり民主があるようにし、紀律があつて自由があるようにし、統一した意思があつて個人の気持ちのびのびした生き生きとして活発な政治の局面を形作るようにしなければならない」というものであった。

また、この政治局会議では「党内の監督は、党規約を尊重し、規則によつて党を支配し、党内の監督と大衆の監督を堅持して結び付け、党が最後まで中国の特色ある社会主義事業における強い指導の核心となるようにしなければならない。党内監督の任務は、党規約、規則、紀律を全党において保つて有効に執行することであり、党の団結と統一を擁護し、重点において党の指導力の弱体化、党建設の欠陥、全面的に厳しく党を統治する上での力不足、党意識の薄弱化、組織の散漫、紀律の緩み、党の管理や統治の弛緩の問題を解決して、党組織が十分にその職能を履行できるように保証し、核心としての役割を果たせるようにし、全党員が前衛の模範としての役割を發揮するように保証し、党内の指導幹部が誠心誠意しつかりとその役割を担当できるように保証することである。党内監督は民主集中制を貫徹し、規則紀律を捩りどころに進め、組織の上級から下級への監督を強化し、下級から上級への民主的な監督へと改善し、同級間相互で監督の役割を發揮し、党内監督でのタブーをなくし、例外をなくすようにしなければならない。各級の党組織は信頼と激励を厳格な監督と結び付け、党の指導幹部は権力には必ず責任を伴うようにし、責任をもって担当

するようにし、権限があれば監督を受け、責任を果たさなければ必ず追求されなければならない」などの意見や提案については、「全党同志の全面的で厳格な党内統制、党内政治生活の強化と規範化、党内監督の強化についての認識と思考を反映しており」、これらの意見や提案を「全面的に整理し、各条を検討し、できる限り採り入れ」、「新情勢下の党内政治生活の強化と規範化、党内監督の強化を正しく指導する必要がある」と指摘した。

「六中全会」に提起される「新情勢下の党内政治生活に関する若干の準則」は、一九八〇年二月三日から二九日まで北京で開催された第十一期五中全会で制定された「党内政治生活に関する若干の準則」に次ぐものとされる。

一九八〇年に制定された「準則」は、文化大革命の反省から集団指導制を最高原則として個人の専断を否定し、党規律の順守などを定めた。<sup>(3)</sup>

「六中全会」について『人民日報』は、「改革開放路線下でこれまで七回開催された各六中全会に共通するテーマは、イデオロギー、党の建設問題に集約される」。(議事日程によれば) 十八期六中全会のテーマは、同様に『党の建設』に焦点が当てられる。そして、全面的で厳格な党内統制の重大な問題、新情勢下の党内政治生活に関する若干の準則の制定および『中国共産党党内監督条例(試行)』の改訂を行う」と、伝えた。

二〇一二年の党大会で総書記に就任して以来、習近平は党のガバナンス(統制)に腐心し、同年十二月四日の中央政治局会議で「活動方法を改善し、大衆と緊密な関係を保つことに関する八項目の規定」(以後「八項目の規定」と略す)を決定した。<sup>(5)</sup> さらに、二〇一三年六月十八日には形式主義や官僚主義などの「四つの気風」問題を提起して、この問題を解決するように求めた。また、二〇一四年十二月一日には、「小康社会」実現に向けての戦略的思想であり、戦略的布石としての「四つ全面」を視察先の江蘇省で初めて提起し、とくに「從嚴治党(厳格な党内統制)」は、最後に付け加えられて発表された。<sup>(7)</sup>

二〇一六年の年頭には「中国共産党紀律処分条例」と「中国共産党廉潔自律準則」がそれぞれ公布されたのを手始めに、<sup>8)</sup>「中国共産党問責条例」及び「問題を抱えた幹部の抜擢・登用の防止に関する意見」を矢継ぎ早に公布した。

「六中全会」では、中央政治局の委託を受けた習近平共産党総書記の活動報告を聴取し審議し、「新情勢下の党内政治生活に関する若干の準則」と『中国共産党党内監督条例』を審議採択した。さらに、「党の第十九回全国代表大会を招集開催することについての決議」を行った。<sup>9)</sup>

コミニケの要点は(1)厳格な党内統制(2)党内政治活動の管理(3)党内監督の整備(4)十九全大会の準備の四点に尽きる。<sup>10)</sup>「厳格な党内統制」には、「厳格な党内統制の重点は幹部の厳格な管理にあり、全面的な管理、厳格な基準、各部分のつながり、措置の一体化、責任の明確性を確保する必要がある」とする。習近平は政権を担当して以来、「実践躬行し、全面的に厳格な党内統治を揺るがず推し進め、思想的党建設と制度的党内統治を緊密に結びつけ続け、集中的に党風を正し、腐敗を厳しく罰し、党内政治環境を浄化」してきたのである。「六中全会」では、あらためて「党内政治活動の管理」のために『新情勢下の党内政治生活に関する若干の準則』を定め、「党内監督の整備」のために『中国共産党党内監督条例』をそれぞれ審議採択した。

とくに、「党内監督」については「権力の正しい行使の根本的保証であり、党内政治活動を強化、規範化する重要な措置だ。指導幹部に対する監督を強化しなければならず、党内に制約を受けない権力は認めず、監督を受けない特殊な党員も認めない。権力行使の制約と監督のメカニズムを整備し、権力は必ず責任を伴い、権力を行使すれば必ず責任を担い、権力を乱用すれば必ず責任を追及される制度設計を整備する必要がある」とする。

コミニケでは、「從嚴治党(厳しく党を統制する)」という語句が多く使われたが、最も多く使用されたのが「監督」という語句であった。合計四十一回に上った。<sup>11)</sup>

六中全会の決定を受けて開催されたのが、第十八期中央規律検査委員会第七回全体会議であった。<sup>12)</sup>

会議には、習近平、李克強などの中央政治局常務委員などの最高指導幹部が出席し、習近平が重要講演を行い、王岐山が中央規律検査委員会を代表して「全面的に厳格な党内統治の深い発展を推進し、優れた成果で第十九回党大会を迎える」と題して活動報告を行った。さらに、「中国共産党規律検査機関監督紀律執行活動規則（試行）」を加えて審議、採択した。

## (2) 汚職犯罪と党

中国共産党は、「小康社会」実現に向けての戦略的思想であり、戦略的布石としての「四つ全面」を習近平は提起するが、この「四つの全面」の一つとして重視するのが「全面的に厳しく党を統制すること」である。このことは、巨大な官僚組織である共産党とその構成員とくに行政権力を行使する幹部党員のガバナンスの強化に他ならない。

習近平は、二〇一四年十二月に「二〇二〇年までに国内総生産を二〇一〇年比で倍増させ」て、小康社会の実現をはじめとする「四つの全面」を初めて提起したが、彼にとつてその推進力となる官僚組織がその力を十分に発揮する状態にあるとは必ずしも首肯できる状態ではないのである。<sup>13)</sup>

その現状については、とくに汚職犯罪及び「八項目規定」違反についての犯罪件数や処分件数を（表1）、（表2）として簡単にまとめた。

二〇一二年十一月十四日、習近平政権が誕生した中国共産党第十八回全国代表大会において共産党第一八期中央紀律検査委員会は活動報告を行い、胡錦濤総書記政権の後半であった二〇〇七年十一月から二〇一二年六月までの全期

(表1) 各年度(2008年～2015年)の最高人民検察工作報告に見られる「職務犯罪」

	年度	職務犯罪件数	職務犯罪者数	県処级以上の幹部人数
習近平	2015	40,834	54,249	4,568
	2014	41,487	55,101	4,040
	2013	37,551	51,306	2,871
胡錦濤	2012	34,326	47,338	2,569
	2011	32,567	44,506	2,524
	2010	32,909	44,085	2,723
	2009	32,439	41,531	2,670
	2008	33,546	41,179	2,687

2009年から2016年までの各年の最高人民検察院工作報告により作成

(表2) 全国の「中央八項規定精神」違反者に対する調査処分数(2013年から2016年)

年度	調査処置件数	同人数	党纪紀処分人数	県処级以上人数
2016	40,827	57,723	42,466	6,888
2015	36,911	49,508	33,966	4,303
2014	53,085	71,748	23,646	2,500
2013	24,521	30,420	7,692	1,510

中央紀律検査委員会及監察部のサイト (<http://www.ccdi.gov.cn/xxgk/hyzi/>) 参照。

(表2 注) 2013年度については、「中央八項規定」が2012年12月4日に政治局で決定されたので一部2012年度分も含まれる。「八項目の規定」によって月報が出されることとなったが、2012年12月4日以降2015年11月までの表には累計が行われていたが、2016年からは同年1月分から新たに累計を行うようになった。

間における全国の紀律検査機関と同監察機関が立件した事案については六四三、七五六件、結審した事案、六三九、〇六八件、党規約など法的処分を受けたもの六六八、四二九人と報告した。<sup>15)</sup>

(表1)によると、胡錦濤、習近平両時代には一時期減少傾向も見られたが、全体としては一貫して増加し、共産党最高指導部から見れば党内の状況は必ずしも看過できる状況ではないといえよう。習近平は、総書記就任直後に「党内には多くの解決すべき問題が存在する。中でも党幹部に生じている汚職による腐敗現象であり、大衆から浮き上がることであり、形式主義であり、官僚主義などの問題であって、懸命に解決しなければならぬのである。全党は目覚め、強硬に、一丸となり、断固として党を管理し、厳しく党を支配し、自身の突出した問題をしっかりと解決し、活動方法を改良し、大衆と密に結びついて、始終わが党が中国の特色ある社会主義事業の確固たる指導の核心となるようにしなければならぬ」と断固とした決意を表明していた。<sup>16)</sup>

(表3) 中央八項目規定の精神に対する違反問題処理件数集計(2016年)

	項目	統計	幹部等級				違反類型								
			省・部	地・庁	県・処	郷・科	公金 飲食	国内 旅行	海外 旅行	公用車 違反喫	施設 違反問題	福利 手当違反	物品 違法授受	過度 冠婚葬祭	その他
2016年 12月	処理件数	5,019	1	72	636	4,310	656	291	19	715	137	1,315	1,049	554	283
	処理人数	6,902	1	104	775	6,022	919	541	28	876	172	2,079	1,280	602	405
	党・政処分	4,947	1	64	483	4,399	702	375	21	509	41	1,531	1,045	479	244
2016年	処理件数	40,827	3	623	4,545	35,656	5,229	2,286	196	6,715	871	10,303	7,618	5,238	2,371
	処理人数	57,723	5	820	6,063	50,835	7,964	4,248	306	8,634	1,223	15,862	9,580	6,131	3,775
	党・政処分	42,466	5	551	3,966	37,944	6,010	3,262	235	5,123	540	12,402	7,661	4,791	2,442
注 その他：標準超過した接待、公金による娯楽（フィットネス）設備の利用、クラブへの出入、不適格な住居など															
中央紀律検査委員会党風政風監督室								中央紀律検査委員会監察部							

中央紀律検査委員会監察部

「2016年12月全国查处違反 中央八項規定精神問題5019起」『中央紀委監察部网站』：2017-01-04 08:30  
<http://sd.people.com.cn/n2/2016/0921/c356086-29036078.html>

翌年十一月八日、北京で開催された第二十六回アジア太平洋経済協力閣僚会議（APEC）において、中国主導で「北京反腐敗宣言」が採択された。<sup>(16)</sup> 中国がAPECで「北京反腐敗宣言」を主導したのは、「裸官」と呼ばれ財産と家族身内を海外に移し、本人も「外逃貪官」を密かに目論む腐敗官僚存在や、また、国内で「老虎蒼蠅一起打」の腐敗撲滅を進めていた事情があった。<sup>(18)</sup> ちなみに現在の公務員数は、七百十六万七千人、加えて五千万人が公金で雇用されているという。

中央紀律検査委員会は、「八項目の規定」の精神が全国でしっかりと実施されていることを掌握するために三十一の一級行政区および新疆建設兵団、百三十九か所の中央国家机关、百六か所の中央管轄の国営企業、十五か所の金融企業にそれぞれ「八項目の規定」実施状況を報告する「月報制度」を設けた。<sup>(20)</sup>

(表3)は、この「月報制度」に基づいて実施した「中央の八項目規定の精神に違反した問題を全国で調査処理した一括報告書書」(二〇一六年十二月一か月分と同年の計。)である。こうした表は、二〇一三年一月から毎月出され、現在のところ二〇一六年分までは総ての統計数字が閲覧可能である。

党中央が「八項目の規定」を設けてから中央や地方が再三にわたって

規則に反した手当や福利を行つてはならないと禁じた。しかし、一部の単位や部門は全く耳を貸さず、意に介さなかつた。(表3)は、二〇一六月十二月の報告である。全国で「八項目の規定」に違反した事案が四〇、八二七件処理されたが、表によれば「发放津补贴或福利(福利厚生費違法補助)」の違反が最も突出していることが判ろう。一〇、三〇三件発生しており、総数の二五・二%を占め、一五、八六二人が処分されたのであつた。<sup>21)</sup>

紀律検査部門の分析によれば、長期的な休暇や連休などが近づくや違法な手当や合法的でない福利関係の手当が横行するといふ。国慶節の前後には、地方にある多くの紀律検査監察機関に違法な手当や福利手当を暴く通報が寄せられる。

隠れ蓑を使つたり、他人の眼をごまかしたりと様々な手段を弄してこうした違法行為が行われ、ときには何万円もの手当が支払われることあるといふ。

中央紀律検査機関は、こうした違反行為が遠慮会釈なく堂々と蔓延するのは「紀律意識の欠如」と断じる。<sup>22)</sup>

一部の地区や単位では、旧態依然の意識で遵法意識に欠けていて、手当が本来持つ性格を理解せず手当や福利の乱発も意に介さないのである。<sup>23)</sup>

因みに胡锦涛政権の後半の二〇〇七年一月から一二年六月までの間、共産党紀律検査機関と國務院の監察機関が全国で摘発した汚職事案は、六四三、七五九件で「党紀政紀」違反処分者は六六八、四二九人、司法機関送致は二四、五八四人に上つた。<sup>24)</sup>



## (3) 党官僚公務員

中国の国家公務員採用は、例年一〇月から一二月にかけて行われる。<sup>(25)</sup>

二〇一七年度の「国考」すなわち中国国家公務員採用共通科目の試験が、「(二〇一六年一〇月) 一日から中国の中央機関、およびその直属機構の公務員採用試験の申し込みがオンラインで始まり」、「公務員試験シーズン」の訪れた。一月二七日には、中央機関および直属機構の二〇一七年度公務員筆記試験が全国三二省、自治区、直轄市の四七都市にある九百あまりの試験場で実施された。<sup>(26)</sup>

中国国家公務員局の統計によると、「二一世紀に入って以降、その募集規模は拡大を続けている」。「〇七年は、約六〇〇〇ポスト計一万二、七二四人が募集されたのに対し、一六年は、ポストが一万五千と二倍以上となり、募集人数も二万七、八一七人と倍増している」。<sup>(27)</sup> 二〇一七年度は、二二〇か所あまりの中央機関及び直属機構、公務員法の管轄下にある事業所が二万七千人を採用する予定である。今年度は一四八万六千三百人が資格審査に合格し、一三万七千人が検定料を払込み、このうち実際に受験したのは九八万四千人、競争率は三六分の一。二〇一六年度は最終的に一三九万四、六〇〇人が資格審査に合格。採用人数は二万七、八七一人の予定で平均競争率は五〇分の一。最も人気のあるポストの競争率は二、八四七分の一に達したという。<sup>(28)</sup>

「六中全会」開催について検討した政治局会議は、「新しい情勢の下で党内の政治生活を強化し規範化するには、党規約に徹底的に従い、党の政治路線、思想路線、組織路線、大衆路線を堅持すべきであり、党内の政治生活の政治性、時代性、原則性、戦闘性を強め、党の自浄作用強め、自己を完全なものとし、自己革新し、自ら能力を高め、党

の指導と執政の水準を高め、腐敗に対する抵抗と危険を避ける能力を強め、党中央の権威を擁護し、党の団結と統一を保証し、党の先進性と純潔性を保持し、努力して全党において集中があり民主があるようにし、紀律があつて自由があるようにし、統一した意思があつて個人の気持ちのがのびのびした生き生きとして活発な政治の局面を形作るようにしなければならぬ」と決意を新たにされた。

改革開放路線の下開催された各期の六中全会は、イデオロギー問題や作風（存在意義）問題をテーマとしてきたし、党のガバナンスの問題が当然のように議題に上つたのであつた。改革開放路線は、中国共産党にとつては歴史的大転換。「虚」から「実」へ、計画経済から市場経済へ、原理主義から現実主義へ、敗戦に伴う価値のコペルニクスの転回はまだ受け入れられるが、敗戦を伴わない価値の転回を強いられる中で「党の政治路線、思想路線、組織路線、大衆路線を堅持すべきであり、党内の政治生活の政治性、時代性、原則性、戦闘性を強め、党の自浄作用強め、自己を完全なものとし、自己革新し、自ら能力を高め、党の指導と執政の水準を高め」よとの叱咤激励は、すでに見てきたように手当の乱発は違法であることは明確なのに全く意に介さないことが普通に行われるという事態を招いているであろう。

一方で、わが日本では、「不良体質の変化と貧困および反知性主義としての『ヤンキー』論」が「教養主義」的興味の対象として語られている。かつて中国では「造反有理」という「反知性主義」を標榜する革命運動が「文化大革命」として一時代を画した。「文化大革命」はすでに当局から完全に否定されたが、先般失脚した薄熙来は重慶市の責任者であつたとき「唱紅打黒」をスローガンにし、時として文革時代の再来ではと人々の記憶を呼び覚ました。多くの人間の共感を得たという。また、「革命」の火種は人々の間に残っているのであるか。

中国における長い官僚制の歴史において「治官（官僚統制）」システムは監察制度として同様に長い歴史を有する。巨

大な皇帝政権を始めた秦朝にその萌芽を見るが、今日の官僚機構すなわち政、財、軍における巨大な官僚機構に対する監察機構は隋、唐朝の御史台に確立し、とくに明、清朝の都察院に引き継がれた。<sup>(30)</sup> さらに、「三民主義」に依って立つ中華民国では「五権分立制」を採用するが、公務員の弾劾、糾明を事とするのが「監察院」である。<sup>(31)</sup> 中華人民共和国における監察制度は、党員にたいする「紀律検査委員会」であり、行政府にたいするのは国務院の「監察部」である。<sup>(32)</sup> さらに、党そのものに党自身あるいは権力そのものに対する「御史」的な監察機能をもたせた。かのフェアバンクスが共産党の存在にかかる性格が強く働いているとしたのは国民党の腐敗を目の当たりにしての評価だったといえよう。<sup>(33)</sup> 党活動の自己点検を行う「民主生活会」は、党の指導的幹部が招集し、党員に「批判と自己批判」をさせる組織活動の制度であるが、ある種密告を奨励する会であるが、しかし本来は自己点検のための制度なのである。<sup>(34)</sup>

中国共産党中央紀律検査委員会<sup>(35)</sup>は、そもそも一九二七年に設立された共産党中央監察委員会にその淵源を求められるが、それは中華人民共和国が成立すると同時に中央規律検査委員会と改められる。その後一九五五年に中央監察委員会と改称したが、文化大革命時に消滅した。文革が終息して後に開催された中国共産党第十一期第三回中央委員会全体会議において中央規律検査委員会として復活した。陳雲が第一書記に任じられ、劉少奇など文化大革命の被害者の名誉回復を行うと共に四人組問題を処理した。

#### (4) 共産党とともに

「〈官僚制としての中国共産党〉という視点に立つとき、〈党〉とは有資格者集団にほかならなが、そのばあい、人民に服務する精神において純粹であるか否か、すなわち官僚へ上昇しようとする志向を否定するか否か、が、〈資格〉

の基準である」とは、文化大革命が一段落した頃に竹内実がその著作である『毛沢東と中国共産党』で論じたことであり、さらに「このような二律背反の矛盾概念が伝統思想そのものであるということにおいても、この〈官僚制〉は中国の所産である」といみじくも指摘したことであった。加えて、「級」の異なる「黨員においては、政治生活が異なり、「政治局常任委員級」および「その予備軍」の「級」以上の指導幹部が〔党〕にたいして政治的にかかわるが、それは指導幹部ではない格下の黨員が「直接的な民衆の支持によって」獲得した舞台において「党内抗争を許容」される。このことは「中国共産党の現実政治的構造の矛盾」であるし、上述の「二律背反の矛盾概念」との「二つを止揚する課題が、中国共産党の次の担い手に課せられている」と、かの「文化大革命」が一段落した時期に喝破した。<sup>36</sup>

公務員採用試験では、「例えば山東省・青島市の場合、山東省海警局は募集職位六、募集人員十六人、濟南鐵路公安局、九職位、十九人、青島市国家稅務局八十七職位二百三十人、山東出入境檢驗檢疫局、六職位、七人、国家海洋局北海分局、六職位、六人で、合計百二十九職位二百九十人である」。そして「この二百九十人のうち共産黨員を求めめる梓三十九人、共産黨員または共産主義青年団員の梓、十八人、資格を問わないのが残りの二百三十二人である」というのが一般的で、黨員と非黨員の比率を考えると当然のことながら黨員および共青团員であれば採用試験において有利となる。<sup>37</sup>

「就職に有利じゃない。八〇〜九〇%の人は自分の将来のために入りたいのよ」と豪語する大手銀行の女性行員は何の憚りもなく「仕事を探すのに有利で、将来は重要なポストに就けると期待していた」という。<sup>38</sup>

文革を経てその総括の中心となった鄧小平は、一九八〇年八月一八日中共中央政治局擴大會議で『党と国家指導制度の改革』と題する講演を行い、過度の権力集中は官僚主義の温床となり、権力を腐敗させる最もの大きな原因となると指摘した。<sup>39</sup>そして、「党と政府が分割されていないこと、政府を党が代行するという問題の解決に着手する」し

なければならず、「中央の主要な指導的同志は、党務に専念し、党の統制、路線、方針、政策に集中するべきである」として、公務員制度への道を開いたのである。

しかしながら、「二つ（の矛盾）を止揚する課題」は、二〇一七年の今日なお共産党の担い手には課題であり続けている。党および党員においては、「二律背反の矛盾概念」の「伝統思想」をますます強化しているように見える。一般の党員が、「直接的な民衆の支持によって」獲得した舞台は、改革開放路線以降とくに今世紀において、「政治重視」から「経済重視」へ。「計画経済」から「市場経済」へ、「革命」から「改革」へ、党は「人民」から「最広大人民」（公民ではない）へと言い換える。二〇二〇年には「小康社会」を実現することを習近平政権は宣言したが、そこでは最早「人民」ではなく「中間層」の拡大とその利益をいう。

中国の現実を見ると、共産党の政治路線が「政治的環境のなかで、主導的あるいは被動的に変化する」ことを避けることは不可能ではある。そんな中で党すなわち官僚制の「機構あるいは組織」の連続性は維持されるから、「個人の記憶としては連続させないようにする」必要がある、組織維持のためにその担い手をシステム化して交代させることは最も適したやりかたとなる。公務員採用試験は、比較的良好な方法と言えよう。ただ、以前に比べて「人民に服務する精神において純粹であるか否か」ということが等閑視され、「上昇志向」のみ突出し、また、ために「民衆の支持」をうしなうこととなる。こうなると官僚「腐敗」の存在は、当然のことながら「二つの矛盾」の解消に起因することとなる。

「公益訴訟は今の中国で、NGOが社会に法律上、物を申せる唯一の仕組み」。NGO組織である「緑発会」は「五十四件の訴訟を起こし」、「企業に環境破壊が高つくことを知らしめている」という。「公益訴訟の新設は習近平指導部が認め、環境NGOの活躍の場は広がった。一方で、労働者や女性の権利保護を目指す人権NGOへの弾圧は強ま

っているが、「ただ、中国でNGOの影響力が強まる流れは止まりそうにない」ので、「NGOなど民間団体の数は現在、当局登録ベースで約六十一万と従年前の二倍以上になった」。そこで『中国社会が統制・専制型から市民型へと移りつつある証しだ』とみる<sup>41</sup>向きもある。

また、「ここ十年間の経済成長に伴い、社会貢献や娯楽など当局が提供できない活動に関心を持つ市民が増え、民間団体を支える資金も豊かになった」という<sup>40</sup>。

「鄧小平理論」から江沢民の「三つの代表」、さらには習近平の「四つの全面」へと新たな行動指針や政策目標を打ち出し、社会の変化にたいして必ずしも完全に臨機応変にふるまっているとはいえないにしても、しかしながら、共産党は永久革命論の「原理主義」からは々々非々の「現実主義」へと状況の変化を捉えてある程度柔軟に対応する。

二〇二〇年には「小康社会」を実現すると目標を改めて掲げたが、実現しようとする「小康社会」はもはやかつての「社会主義社会」ではなく、できる限り多くの「中間層」を創出して、近代市民の「自由」を実現しそれを享受する「近代市民社会」となる可能性が高いという。

多くのNGO団体が創建され、活動範囲も拡大し続けている様子がかげえるけれども、人権問題であるとか政治的自由と関わる活動をするNGOに対しては極度に神経質で、ときには排除も辞さないようである。しかし、党自身も手をこまねいているわけにはいかないが効果のある対応のできない例えば環境問題に関わるNGOの活動に対しては寛容で、奨励さえする。<sup>41</sup>

中国の長い歴史を振り返ってみると、歴代の権力は時間の流れとともに次第にその力を喪失するのを常としてきた。そしてほとんど例外なく権力の空白が生じ、その空間を埋めるのが非権力、反権力の互助組織的性格を有するさまざまな団体結社である。まさしく今日のNGO組織といえようか。共産党にとって、権力が本来するべきさまざまなサ-

ピスを補完的に担ってくれる組織は利用価値が当然のことながらあるといえる。しかし、こうした組織団体は、非権力的な存在でいる間は問題ないが、時として反権力的性格を帯びることもありうるのである。今後その正統性を保持しようとする共産党としてはなお警戒すべき存在であろう。

(注)

- (1) 「中国共产党第十八届中央委员会第六次全体会议公报（二〇一六年十月二十七日中国共产党第十八届中央委员会第六次全体会议通过）」『中直党建网』二〇一六年十一月七日一五時一〇分 [http://www.zzdtw.org.cn/h/2016/1107/153945\\_28841728.html](http://www.zzdtw.org.cn/h/2016/1107/153945_28841728.html)
- (2) 「中共十八届六中全会将于十月二十四日至二十七日召开」『新華社』二〇一六年九月二十七日二時三〇分 [http://jts.people.com.cn/2016/0927/c359574\\_29070642.html](http://jts.people.com.cn/2016/0927/c359574_29070642.html)
- (3) 「六中全会、来月末に開催：指導部、党内引き締め」『毎日新聞』二〇一六年九月二十七日三時一六分。 <http://mainichi.jp/articles/20160928/k00/00m/030/104000c>。
- (4) 「读懂改革开放以来的七次六中全会」『人民日报海外版』二〇一六年八月四日。
- (5) 「八項目」の内容は、①調査・研究の改善（要改進黨調查研究）②會議や活動の改善（要精簡會議活動）③文書と報告の改善（要精簡文件簡報）④海外訪問の規範化（要規範出訪活動。一般不安排中資機構、華僑華人、留学生代表等到機場迎送。）⑤警備業務の改善（要改進黨衛工作）⑥報道の改善（要改進黨新聞報道）⑦文書発表などの厳格化（要嚴格文稿發表）⑧勤勉節約（要勵行勤儉節約）の勵行の各項目である。「为中央政治局的“八项规定”叫好」黑莓『中国共产党新闻网』二〇一二年十一月五日一十一時一六分。 <http://cpc.people.com.cn/jinglm/GB/n/2012/11/2056241220-19799772.html>。「中央八项规定规定内容」『中国人材網』二〇一五年十二月二日 <http://www.cnrencai.com/zhongguomeng/78470.html>。
- (6) 「習近平：集中解決形式主義、官僚主義等、四風」『新華網』二〇一三年六月十八日 一九時五五分三八秒 [http://www.zj.xinhuanet.com/newscenter/headlines/2013-06/18/c\\_116194507.htm](http://www.zj.xinhuanet.com/newscenter/headlines/2013-06/18/c_116194507.htm) 「四つの氣風」とは、「形式主義」、「官僚主義」、「享樂主義」、「贅沢の氣風」の四つ。
- (7) 「四個全面」：国家治理現代化的戰略布局」『學習時報』二〇一六年九月二十九日一七時三十八分。 [http://www.gmw.cn/sixiang/2016-09/29/content\\_22230467.htm](http://www.gmw.cn/sixiang/2016-09/29/content_22230467.htm)。「四つの全面」とは、①小康社会の全面的な完成②改革の全面的な深化③全面的な法治の実現④全面的に厳しく党を支配すること。小康社会の実現は「目標」であり、改革の深化は「手段」、そして「法治」は改革の制度的な保障であり、党を厳格に支配することによってその「指導力」を生むのである。
- (8) 「中共中央政治局召开会议 审议《中国共产党廉洁自律准则》《中国共产党纪律处分条例》」『新華社』二〇一五年一月二二日一七時一六分 [http://www.ccdi.gov.cn/xw/2015/01/22/151012\\_63315.html](http://www.ccdi.gov.cn/xw/2015/01/22/151012_63315.html)。
- (9) 注(1)に同じ。
- (10) 「六中全会の四大キーワードを学者が解説」『人民網日本語版』二〇一六年一〇月二八日一五時一四分 <http://j.people.com.cn>



- fn3/2016/10/28/c94474-9134132.html
- (11) 「解説六中全会公報中の『亮眼、詞匯』『新華社』二〇一六年十一月三日八時三三分  
<http://cpc.people.com.cn/n1/2016/11/03/c64387-28830884.html>
- (12) 「第一期中央紀律検査委員会第七回全体会議が閉幕」『人民網日本語版』二〇一七年一月九日九時四二分 <http://j.people.com.cn/n3/20170109/c94474-9164399.html>  
 会議は、二〇一七年一月六日から八日まで北京で開催された。
- (13) 「習総書記首談『四個全面』意味着什么」『新華網』二〇一四年十二月二十六日 一三時二四分五四秒 [http://news.xinhuanet.com/politics/2014-12/16/c\\_1113661816.htm](http://news.xinhuanet.com/politics/2014-12/16/c_1113661816.htm)。
- (14) 中央紀委向党第十八大的工作报告 中央紀委監察部网站 二〇一三年八月二十八日 一七時三三分 [http://www.ccdi.gov.cn/xwq/hyzt/201307/20130719\\_45382.html](http://www.ccdi.gov.cn/xwq/hyzt/201307/20130719_45382.html)。「職務犯罪」とは、国家机关、国有会社、企業事業單位、人民団体などの職員がその職権を利用して、贈収賄、汚職など五三種類にわたる犯罪をいう。公務員の犯罪を指す。当然のことながらその多くは共産黨員でもある。
- (15) 「習近平等十八届中共中央政治局常委同中外記者見面」『新華社』二〇一二年十一月五日 <http://cpc.people.com.cn/18/n/2012/11/15/c350821-19591246.html>
- (16) 「APEC 打造反腐追逃的『恢恢天網』」『新華網』二〇一四年十一月二日八時四七分 <http://newsfu.people.com.cn/n/2014/11/12/c64371-26008680.html>。「編織全球反腐天網、外逃貪官夢斷黃梁、中国反腐敗國際合作開啓新篇章」『新華社』二〇一四年十一月六日七時三七分 <http://sd.people.com.cn/n/2014/11/16/c172824-22917219.html>
- (17) 「裸官」とは、中央組織部の「配偶已移居国(境) 外的国家工作人員任職崗位管理弁法」によれば、「配偶者と子女が国外に居住しているか、配偶者のみが国外に居住しているか、配偶者と子女ともなく本人のみが国外に居住している場合をいう」。中央關係機関によると、一九九〇年代以降に国外へ逃亡した官僚が持ち出したのは総額八千億人民元。「專家談跨國反腐幾大障碍・個別国家政治庇護拒引渡」『新京報』二〇一四年十一月一〇日、<http://politics.people.com.cn/n/2014/11/10/c1001-26000835.html>
- (18) 「統計称去年所打大老虎是近二五年平均数五倍多」『人民網』二〇一四年三月一日 <http://politics.people.com.cn/n/2014/03/11/c1026-2459797.html>
- (19) 「七一六・七万 中国公務員數量是多了還是少了？」二〇一六年六月二日九時一八分五五秒 『大河網(鄭州)』 <http://news.163.com/16/0622/09/BQ5FCV5Q00014Q4P.html>

- (20) 「中紀委：二〇一六年八月全国查处违反八项规定精神问题二九〇一起」『中央纪委網站』  
二〇一六年九月二一日八時二四分 <http://sd.people.com.cn/2016/0921/c356086-29036078.html>。「八項規定」については、  
二〇一二年十二月四日に中央政治局が招集した会議において「中央政治局の活動作風の改良と大衆と密接に連携するについての  
の八項目」として審議された。「政治局・委員到基層调研要簡化接待」『新華網』二〇一二年十二月四日一九時三三分 <http://news.sina.com.cn/c/2012-12-04/193325729695.shtml> )
- (21) 「二〇一六年二月全国查处违反中央八项规定精神问题五〇一九起」『中央纪委監察部網站』 二〇一七年一月四日 八  
時三〇分 <http://sd.people.com.cn/2016/0921/c356086-29036078.html>
- (22) 「加強问责杜絕違規發放福利」『中国紀檢監察報』二〇一六年十月八日九時二二分 <http://fanfu.people.com.cn/n1/2016/1008/c64371-28759604.html>
- (23) 注(10)に同じ。
- (24) 二〇〇七年十一月至二〇一二年六月、全国紀檢監察機關が立件した事案は六四三、七五六件、結案六三九、〇六八件、党及  
び行政府規則違反で処分したのは、六六八、四二九人。檢察に送致して処理したのは、二四、五八四人。全国で捜査した商業  
部門での贈収賄事案は、八一、三九一件、摘発された金額は、二二一・〇三億元。「中央紀委向党代十八大的工作报告(中国  
共産党第十八次全国代表大会通過)」『中央紀委監察部網站』二〇一三年八月二八日一七時三三分 [http://www.ccdi.gov.cn/xxgk/hyzl/201307/20130719\\_45382.html](http://www.ccdi.gov.cn/xxgk/hyzl/201307/20130719_45382.html)
- (25) 政務官や事務官などを含む中央人民政府のすべての公職人員を公務員と呼ぶものの、国家公務員法規が適用される事務官に  
過ぎない。米国が基本的にこの部類に数えられると言える。米国は公務員を「政府職員(Government employee)」と呼び、同単  
語は軍事に携わっている人員以外のすべての政府職員を指す、比較的広い意味で使われている。「中国国家公務員試験につい  
て」『人民網日本語版』二〇一五年十一月三〇日 <http://j.people.com.cn/94475/7628356.html>。
- (26) 「中国、公務員試験の申込者が八年連続で一〇〇万人超」『人民網日本語版』二〇一六年十月一五日一〇時〇三分 <http://j.people.com.cn/3/2016/10/15/c94475-9127539.html>
- (27) 二〇一七年度の応募期間は十月一五―二四日、共通科目試験日は十一月二七日、全国各省の大都市で同時に行われる。
- (28) 競争率が最も高いのは「人材資源・社会保障部中国雇用訓練技術指導センター」のポスト。過去五年間の申込締め切り日の  
申込者数をみると、四年連続で低迷しており、競争率をみると、今年は四六倍とやや低く、過去五年間で最低だった。「国家  
公務員試験が申込締め切り 最高倍率二八四七倍」『人民網日本語版』二〇一五年十月二五日 <http://j.people.com.cn/h/2015/1025>

/c94475-8966628.html。中央機関及其直屬機構二〇一七年度公務員録用考試公共科目筆試挙行『中国組織人事報』二〇一六年一月三〇日 [http://www.scs.gov.cn/gzdt/201611/20161130\\_6369.html](http://www.scs.gov.cn/gzdt/201611/20161130_6369.html)

中華人民共和国の公務員数は国家、地方公務員で七一六・七万人（二〇一五年末）。二〇一六年度採用の公務員は、地方、国家で計一九・四万人（内訳は、中央機関及其直屬機構に二・一万人、地方公務員は一七・三万人であった）<sup>21</sup>。二〇一五年度人力資源和社会保障事業發展統計公報「中華人民共和国人力資源和社会保障部二〇一六年五月三〇日 <http://www.mohrss.gov.cn/Syrlzhshbzb/dongtaixinwen/bunweiyawen/>」

日本の公務員数は国家地方合わせて約三三三万（地方二七四万三千人、国家五八万三千人、平成二十八年年度 [http://www.jinji.go.jp/booklet/booklet\\_Part5.pdf#search](http://www.jinji.go.jp/booklet/booklet_Part5.pdf#search)）

『中華人民共和国公務員法』によれば、公務員は以下のように分類される。

1 中国共産党各級機関で公務に従事する人員。  
2 国家各級権力機関で公務に従事する人員、すなわち全国人民代表大会および各地方の人民代表大会、その常務委員会で公務に従事する人員。

3 行政機関で公務に従事する人員で、すなわち國務院およびその所屬する部、委員会、局ならびに地方各局人民政府およびその所屬管理にある機構にて公務に従事する人員。

4 裁判機関で公務に従事する人員、すなわち最高人民法院および地方各級人民法院とその出先法廷にて公務に従事する人員。

5 檢察機関で公務に従事する人員、すなわち最高人民檢察院と地方各級人民檢察院で公務に従事する人員。

6 軍隊の各級機関で公務に従事する人員。

7 人民協商會議各級機關人員。

8 その他、行政機構改革で改組された組織である「公司」の人員、など。

中華人民共和国現行の公務員制度は、改革開放路線によって開始された「政治・經濟改革」の一環として採用された。鄧小平は、一九八〇年に『党と国家指導制度の改革』と題する重要講演を行い、権力の過度の集中、官僚主義、家長制、幹部の職務修身制などの現象が幹部任用制度複雑に絡み合っていると批判した。その後一九八二年、八三年には中央や地方の国家機関において機構改革を進め、各級指導部の「離休、退休」制度を設立して指導幹部修身制を廃止していった。党中央は、一九八四年『国家機関工作人員法』を制定した。その後、国家機関工作人員の範疇が拡大したため、『国家行政機関工作人員条例』を定め、さらに『国家公務員暫行条例』の改訂へと進んだ。一九八八年三月、中央は「国家人事部」設立を決定した。一九九三

年十月一日に『国家公務員暫行条例』が公布され本格的に始まった。

- (29) 『漢書』「百官公卿表」。明清朝では、監察御史は都察院に属す。
- (30) 『大明会典』卷十「勅級」、「明史」卷七十三 志第四十九「職官二」同「職官四」、(参照) 小川 尚『明代都察院体制の研究』汲古書院 二〇〇四年十月刊。『清史稿』「職官志」二
- (31) 『監察院全球諮詢網』 <http://www.cy.gov.tw/mp.asp?mp=1>
- (32) 『中央紀委監察部網站』 <http://www.ccdi.gov.cn/> 二〇一三年九月二日開設。
- (33) *East Asia tradition & transformation, John K. Fairbank, Edwin O. Reischauer, Albert M. Craig, Houghon Mifflin, 1973.* 参照。
- (34) 二〇一六年中国共産党党内統計公報によれば、二〇一五年十二月二日における中国共産党黨員総数は八八七五・八万名で昨年同時期比九六・五万、一・一％増であった。「二〇一五年中国共産党党内統計公報」『新华社』二〇一六年六月三〇日 10 : 01 : 33 [http://news.xinhuanet.com/2016-06/30/c\\_1119139485.htm](http://news.xinhuanet.com/2016-06/30/c_1119139485.htm)
- (35) 共産党末端組織数四四一・三万、昨年同時期比五・四万、一・二％増加、末端党委員会数二一・三万、総支部二七・六万、支部三九二・四万。
- (36) 「民主生活会」として、共産党各級機関に設置された日常活動報告、政策学習会で黨員に義務付けられた日常活動の一つである。
- (37) 中国共産党規約に「党の規律検査機関」に関する規定(第四十三條、四十四條、四十五條)がある。「党の中央規律検査委員会」は、党の中央委員会の指導のもとで活動を行う。党の地方各クラス規律検査委員会と末端の規律検査委員会は、同じクラスの党委員会および上級の規律検査委員会の二重指導のもとで活動を行う。党の各クラスの規律検査委員会の各期の任期は、同じクラスの党委員会と同じである」(第四十三條)と規定し、「党の各クラスの規律検査委員会の主な任務は、党規約およびその他の党内法規を守り、党の路線、方針、政策および決議の実行状況を点検し、党の委員会を助けて党風の建設を強化し、腐敗に反対する仕事を組織し、協調を行うことである」(第四十四條)とする。
- (38) 竹内実「毛沢東と中国共産党」中公新書昭和五十六年六月第九版 p242。
- (39) 「公務員は「德才兼備」が原則 中国で国家公務員試験の出願開始 〇〇数年の倍率はなんと〇倍」  
Zoonline | 二〇一六年十月一日 <http://zoonline.com/archives/124512>  
「女子大生が語る入党事情 私が黨員になったワケ」『日本経済新聞電子版』二〇一七年一月二二日 <http://www.nikkei.com/article/DGXMZ011126300X21C16A211000/>

(40) 「党和国家领导制度的改革」『人民日报』一九八〇年八月十八日「着手解决党政不分、以党代政的问题。中央一部分主要领导同志不兼任政府职务、可以集中精力管党、管路线、方针、政策」

(41) 「地球回覧 習氏も認める環境NGO」『日本経済新聞』二〇一六年十月一〇日。

本論考は、平成二十八年度、個人研究費及び学部共同研究費（慶野教授との共同研究）の成果である。